

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 5 号

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険条例（昭和34年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（被保険者とししない者）

第 4 条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは里親に委託されている児童であって、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。

第 5 条第 1 項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市国民健康保険条例第 5 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した者から適用し、同日前に出産した者については、なお従前の例による。